

幸スワローズサッカークラブ育成会 会則

昭和52年4月 制定

平成 8年3月 改正

平成18年3月 改正

- 第一条 名 称 当会は幸スワローズサッカークラブ(以下クラブという)育成会と称する。
- 第二条 目 的 当会はクラブの健全な発展に寄与し、クラブ員の体位と人格の向上を計り、明朗な少年、少女の育成を目的とする。
- 第三条 活動協力 当会は前条の目的を達成する為、次の行事を行い、会員はこれに積極的に協力するものとする。
1. 各種少年サッカー大会及び地域少年サッカークラブとの試合等におけるクラブ員の引率、クラブの応援活動。
 2. クラブの練習、その他の行事等に対する協力。
 3. クラブへの経済的援助。
- 第四条 入会資格 会員はクラブ員の保護者、OB 保護者、クラブ監督、コーチとする。
その他の入会希望者は、役員会の決定に依り入会を認める。
- 第五条 役 員 会員の互選により、次の役員を置く。役員は当会の円滑な運営の責務を負う。
- ・会長1名 ・副会長2名 ・事務局長1名 ・事務局次長1名
 - ・事務局員2名 ・会計1名 ・監査1名 ・学年委員 各学年1～2名
- 第六条 会 費 当会の会費は一世帯1名(小学生)／一ヶ月 2500 円、
一世帯1名(幼稚園児)／1ヶ月 1500 円とし、会費は4・7・10・1月に3ヶ月分を徴収する。
- 但し、一世帯兄弟二人以上の場合は、兄弟割引として二人目以降の会費を1名 1000 円の割引をするものとする。(幼稚園児1名+幼稚園児1名を除く)
- 第七条 責 任 クラブ員が試合、練習、各種訓練、行事において、或いはその過程において、万が一の事故が発生した場合、指導者及び引率者にその責任を問わない。
- 第八条 退 会 次の場合はやむを得ず退会とする。
1. 会費の納入が滞り、且つ納入に誠意のない場合。
 2. 第三条の条項に対し、会員が常に非協力的な場合。
- 第九条 休 部 クラブ員が休部する場合、当会も休部とし、会費は休部期間中は免除する。
- 第十条 改 正 当会会則の改正は会員の総意に依り、総会にて承認を得て改正を行うものとする。